

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目1番1号
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役社長 徳 中 暉 久

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成20年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使の方法につきましては、2～3ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月26日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sonyfh.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。

【 議決権行使のご案内 】

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きは不要です。

〈郵送による議決権行使〉

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成20年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

〈インターネットによる議決権行使〉

パーソナルコンピュータまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月25日（水曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使されますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたら3ページに記載のヘルプデスクへお問い合わせください。
3. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
4. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。なお、パーソナルコンピュータと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
5. お手続きにあたりプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通話料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。
6. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

(注) 「iモード」は㈱エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

※ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時～午前5時

* 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社は、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」という）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」という）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」という）を直接の子会社とする金融持株会社（保険持株会社および銀行持株会社）であり、生命保険事業、損害保険事業、銀行事業をそれぞれ主要な事業としております。

当社は、平成16年4月1日、ソニー株式会社から会社分割により設立し、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の株式等を承継しました。当社はこれらの事業基盤を強化し、持続的な成長を図るため、平成19年10月11日に東京証券取引所市場第一部への上場を果たしました。

【金融経済環境】

当年度のわが国経済は、企業部門において原材料価格の高騰などにより回復基調が鈍化するとともに、個人消費も景気の先行き不透明感から低調に推移するなど、停滞感が強まる状況となりました。金融業界におきましても、サブプライムローン問題に端を発した株式市場の世界的な下落等の影響を受けた混迷が続いております。

保険業界におきましては、銀行窓販の全面解禁や郵政民営化などによる競争激化が進みました。また、銀行業界におきましても、流通業やネット系企業による新規参入などがあり、いずれの業界におきましても、より高品質な商品・サービスの提供や、経営の健全性確保と情報開示の一層の充実が求められることとなりました。

【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

こうした状況の中、当社グループは、「金融の持つ多様な機能を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになること」を経営ビジョンとして掲げ、業容の拡大に取り組みました。

当社傘下の各社では、それぞれの事業において高い健全性を維持するとともに、お客さまに満足していただくための各種施策を実行し、第三者による顧客満足度などの調査でも高い評価を受け、業績も堅調に推移しました。各事業セグメントにおける事業の経過およびその成果は以下のとおりです。

[生命保険事業<ソニー生命（単体）>]

ソニー生命においては、ライフプランナー（営業社員）とパートナー（募集代理店）によるきめ細かなコンサルティングの徹底とアフターフォローの強化により、個人生命保険市場での競争力の確立を図っております。

当年度は、保険金等支払管理態勢の強化・確立を経営の最優先事項と位置づけ、保険金等支払状況の調査を進め、お客さまへのご案内を行うとともに、代表取締役社長をリーダーとする「保険金等支払管理態勢特別プロジェクト」を設置し、支払い漏れの再発防止に向けて強力に取り組みました。

また、AEGONグループとの共同出資により、ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社を平成19年8月に設立し、金融機関窓口やライフプランナー経由で個人年金保険を販売する準備を進めております。

さらには、銀行代理業の許認可を取得し、平成20年1月より、ライフプランナーによるお客さまに対するソニー銀行の住宅ローンの商品説明および申込書の交付を開始しました。これにより、ライフプランナーはお客さまからの住宅購入資金に関するご要望・ご相談について、より一層具体的に応じられるようになりました。

以上の取り組みの結果、個人保険、個人年金保険を合計した保有契約高は堅調に推移し、前年度に比べ1兆2,528億円増加して31兆4,973億円となりました。保険料等収入は、保有契約高の増加に伴い前年度に比べ428億円増加して6,484億円となりました。

[損害保険事業<ソニー損保>]

ソニー損保においては、電話やインターネットを使った「ダイレクト保険会社」である強みを活かし、お客さまとの直接のコミュニケーションにより、お客さまのご意見やニーズを的確に把握し、お客さまの視点に立った商品・サービスを提供することにより、競争力の向上・事業基盤の強化を図っております。

平成19年8月には、主力商品のひとつであるガン重点医療保険SURE<シュア>について、満60歳以降の1入院の限度日数を2倍にするなどの工夫を加えて将来の長生きリスクへの備えをさらに充実させた「SUREスマートフィット」を新設しました。また、近年増加傾向にある日帰り入院にも備えられるよう、ガン以外の病気・ケガでも日帰り入院から入院保険金をお支払いするなど保障の充実を図りました。

同10月には、自動車保険の事故対応時のお客さまへのサービスとして、「即日安心365」サービスを開始しました。これは365日、平日・土日・休日にかかわらず事故受付が完了した当日中に初期対応を行い、対応結果を事故受付当日中にお客さまに報告することをお約束するサービスです。従来から実施している24時間365日の事故受付や「事故受付後3時間以内のお客さま専任担当者からのご連絡」のお約束サービスに加え、このサービスを導入することで、お客さまが事故時に感じる不安を早期に解消できるものと考えております。

以上の取り組みの結果、自動車保険の契約件数の増加等により、正味収入保険料は前年度に比べ45億円増加して550億円となりました。また、正味損害率は前年度に比べ0.1ポイント低下の53.5%となり、正味事業費率は前年度に比べ0.4ポイント上昇の26.7%となりました。

[銀行事業<ソニー銀行(単体)>]

ソニー銀行においては、IT技術を最大限に活用し、フェアで、より利便性の高い金融商品・サービスを提供することで、お客さまからの信頼獲得とさらなる業容の拡大を図っております。

平成19年4月にはサービスサイトをユーザビリティ向上の観点からリニューアルしたほか、同5月にはゴールデンウィーク期間中の営業も開始しました。

同6月には、ソニー銀行のお客さまに、預金や投資信託などと並ぶ資産運用商品として株式をはじめとする有価証券を提案するため、ソニーバンク証券を設立し、同10月より同社を通じた金融商品仲介サービスを開始しました。

なお、当社は、平成20年3月、グループ各社の結束力をより一層強化すべく、株式会社三井住友銀行が保有するソニー銀行の株式(当時、議決権の12%)を買い取り、ソニー銀行を当社の完全子会社としました。

以上の取り組みの結果、資金運用収益の増加等により、業務粗利益は前年度に比べ19億円増加して109億円となりました。また、平成20年3月末の預り資産(預金と投資信託の合計)残高は

円定期預金の増加等が貢献し、前年度末に比べ3,984億円増加して1兆2,473億円（預金残高1兆1,443億円と投資信託残高1,029億円の合計）と1兆円を超えました。

各事業セグメントにおける以上の取り組みの結果、当社の連結決算について、経常収益は、生命保険事業、損害保険事業、銀行事業のすべての事業で増加し、前年度に比べ628億円増加して8,221億円となりました。一方、経常費用は、すべての事業で増加し、前年度に比べ367億円増加して7,776億円となりました。この結果、経常利益は前年度に比べ261億円増加して445億円となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額などを加減した当期純利益は242億円と、前年度に比べ142億円増加しました。

【企業集団の対処すべき課題】

当社グループは、経営ビジョンの実現と持続的な企業価値拡大を目指し、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

①主要3事業の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現することで差別化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを確固たるものとしてまいります。

②クロスセル等グループシナジーの推進

金融業界の規制緩和に伴い、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまで、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローンを販売する等の連携を図っておりますが、今後これらの事業間連携を拡大させることで、より効率的な新規顧客開拓およびクロスセルを進めてまいります。

③新規事業分野への進出

当社グループの経営ビジョン実現に向けて、既存事業以外の金融商品・サービスを提供する必要がある場合、積極的に新規事業分野への進出を検討してまいります。当該新規事業を通じて、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

当社グループは、今後も事業の発展とグループ企業価値拡大のため、引き続き全役職員が業務に邁進してまいります。株主の皆さまにおかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益	653,259	758,711	759,280	822,153
連結経常利益	12,269	25,377	18,354	44,500
連結当期純利益	6,375	11,537	10,021	24,255
連結純資産額	182,817	263,040	270,179	261,627
連結総資産	3,282,269	3,917,048	4,323,780	4,977,450

(注) 平成18年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(当期)
営 業 収 益	百万円 509	百万円 7,129	百万円 7,243	百万円 7,927
受 取 配 当 金	—	6,500	6,500	6,500
保 険 業 を 営 む 子 会 社 株 式 等	—	6,500	6,500	6,500
銀 行 業 を 営 む 子 会 社 株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	—	—	—	—
当 期 純 利 益	26	6,534	6,536	6,620
1 株 当 期 純 利 益	12円61銭	3,111円78銭	3,112円83銭	3,100円11銭
総 資 産	百万円 186,499	百万円 193,049	百万円 193,150	百万円 222,176
保 険 業 を 営 む 子 会 社 株 式 等	145,881	145,881	145,881	145,881
銀 行 業 を 営 む 子 会 社 株 式 等	40,000	44,071	44,071	50,821
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	—	—	—	—

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当 社	本社	東京都港区南青山一丁目1番1号	平成16年4月1日

【子会社等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
ソニー生命保険(株)	本社	東京都港区南青山一丁目1番1号	昭和54年8月10日
ソニー損害保険(株)	本社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	平成10年6月10日
ソニー銀行(株)	本社	東京都港区赤坂二丁目9番11号	平成13年4月2日

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。また、会社設立の日を設置年月日として記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

【当社】

会社名	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
当 社	21名	20名	△1名	40.2歳	2.7年	696千円

- (注) 1. 当社使用人には、ソニー㈱、ソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱およびソニー銀行㈱からの出向者を含んでおりません。
2. 使用人数には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、平成20年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます。）であり、賞与は含んでおりません。

【子会社等】

会社名	前期末	当期末	当期増減 (△)
ソニー生命保険㈱	5,253名	5,372名	119名
ソニー損害保険㈱	593名	651名	58名
ソニー銀行㈱	143名	157名	14名

- (注) 1. 子会社等のうち主要な3社について記載しております。
2. 使用人数には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）を含んでおりません。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

【当社】

当社は、平成19年10月10日を払込期日とする有償一般募集による増資（1株当たり発行価額384,000円）を実施し、総額28,800百万円の資金調達を行いました。

【子会社等】

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

【当社】

(単位：百万円)

会社名	金額
当 社	27

【子会社等】

(単位：百万円)

会社名	金額
ソ ニ ー 生 命 保 険 (株)	4,221
ソ ニ ー 損 害 保 険 (株)	2,599
ソ ニ ー 銀 行 (株)	999

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。

ロ 重要な設備の新設等

【当社】

該当事項はありません。

【子会社等】

上記「イ 設備投資の総額」に記載の金額のうち、主なものは各社におけるソフトウェア開発であり、それぞれ以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

会社名	金額
ソ ニ ー 生 命 保 険 (株)	3,718
ソ ニ ー 損 害 保 険 (株)	2,473
ソ ニ ー 銀 行 (株)	772

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当社の議決権比率	備考
ソニー(株)	東京都港区	電気・電子機械器具の製造、販売	昭和21年 5月7日	630,575百万円	60.0%	商号・商標使用許諾契約の締結、役員の兼任等・出向者の受入

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
ソニー生命保険(株)	東京都港区	生命保険業	昭和54年 8月10日	65,000百万円	100.0%	
Sony Life Insurance (Philippines) Corporation	Philippines Makati City	生命保険業	平成10年 8月26日	937百万フィリピンペソ	100.0% (100.0%)	
ソニー損害保険(株)	東京都大田区	損害保険業	平成10年 6月10日	20,000百万円	100.0%	
ソニー銀行(株)	東京都港区	銀行業	平成13年 4月2日	25,000百万円	100.0%	
ソニーバンク証券(株)	東京都港区	金融商品取引業	平成19年 6月19日	1,500百万円	100.0% (100.0%)	

- (注) 1. 子会社等のうち重要なものとして、連結子会社を記載しております。
2. 当社の議決権比率欄の()内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。
3. 当社は、平成20年4月23日を払込期日として、ソニー銀行の株主割当増資6,000百万円の引受を実施しました。これにより、ソニー銀行の資本金は3,000百万円増加し、28,000百万円となりました。
4. 当社は、平成20年5月23日を払込期日として、ソニー生命の株主割当増資10,000百万円の引受を実施しました。これにより、ソニー生命の資本金は5,000百万円増加し、70,000百万円となりました。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

【当社】

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成20年3月13日	グループ各社の結束力を一層強化するとともに、当社企業価値のさらなる拡大を目指して、株式会社三井住友銀行が保有するソニー銀行の株式(当時、議決権の12%)を買い取り、ソニー銀行を当社の完全子会社としました。

【子会社等】

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(平成20年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
徳中 暉久	代表取締役社長 監査部担当	ソニー銀行(株) 取締役	
藤方 弘道	代表取締役副社長 経営企画部、総合管理部、 経理部、広報・IR部担当	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役	
於久田 太郎	取締役	ソニー生命保険(株) 代表取締役社長	
山本 真一	取締役	ソニー損害保険(株) 代表取締役社長	
石井 茂	取締役	ソニー銀行(株) 代表取締役社長	
中鉢 良治	取締役	ソニー(株) 取締役 代表執行役社長 兼エレクトロニクスCEO	
大根田 伸行	取締役	ソニー(株) 執行役 EVP兼CFO	
池田 靖	取締役(社外役員)	弁護士	
佐野 宏	常勤監査役(社外役員)	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役	
長坂 武見	監査役(社外役員)	ソニー(株) VP 経理部門長	同氏は、ソニー(株)において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
上田 ひろし	監査役(社外役員)	ソニー銀行(株) 常勤監査役	
兒玉 雅弘	監査役	ソニー損害保険(株) 常勤監査役 ソニー生命保険(株) 監査役	
佐藤 聡	監査役	ソニー生命保険(株) 常勤監査役	

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	報酬等（報酬以外の金額）
取 締 役	126 (22)
監 査 役	20 (1)
計	146 (23)

(注) 1. 報酬以外の金額のうち、退職慰労金の引当ておよび役員賞与金の引当ては以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	退 職 慰 労 金	役 員 賞 与 金
取 締 役	22	—
監 査 役	1	—

2. 取締役および監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりです。
ただし、報酬以外の金額は、この報酬限度額に含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	年額 300
監 査 役	年額 30
計	年額 330

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

(平成20年3月31日現在)

氏 名	兼任その他の状況	当社との関係
池 田 靖	㈱角川グループホールディングス	社外監査役
	日本金属工業㈱	社外取締役
佐 野 宏	ソニー生命保険㈱	社外監査役
	ソニー損害保険㈱	社外監査役
長 坂 武 見	ソニー㈱	使用人
	S-LCD Corporation	社外監査役
	ソニーマーケティング㈱	社外監査役
	ソニーイーエムシーエス㈱	社外監査役
上 田 ひ ろ し	ソニー銀行㈱	社外監査役
		親会社
		—
		—
		—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
池田 靖	1年 (平成19年6月就任)	【取締役会】 14回のうち13回出席	長年にわたる弁護士としての経験に基づき、主に企業法務に関する専門的見地から、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
佐野 宏	4年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 17回すべてに出席 【監査役会】 13回すべてに出席	長年にわたる金融機関勤務の経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
長坂 武見	4年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 17回のうち12回出席 【監査役会】 13回のうち7回出席	長年にわたり経理業務に従事した経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
上田 ひろし	4年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 17回すべてに出席 【監査役会】 13回すべてに出席	長年にわたる金融機関勤務の経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
池田 靖	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	当社から受けている報酬等（報酬以外の金額）	当社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	24（1）	16

(注) 報酬以外の金額のうち、退職慰労金の引当ておよび役員賞与金の引当ては以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	退職慰労金	役員賞与金
取締役	—	—
監査役	1	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 8,000千株
発行済株式の総数 2,175千株

(2) 当年度末株主数 36,385名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
ソニー株式会社	1,305,000株	60.00%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	48,603	2.23
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	48,341	2.22
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505103	42,666	1.96
ザチェースマンハッタンバンク 385036	38,509	1.77
ビービーエイチブイアイビー ユントラフアンドフィナンシャルズサブ モルダガンスタインレ アンドカンパニーインク	35,482	1.63
シービーニューヨークオービス エスアイシーアーヴィン	34,773	1.59
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	31,115	1.43
ゴールドマンサックスマン カンパニーレギュラーアカウン	30,759	1.41
	21,953	1.00

5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
あらた監査法人 指定社員 大塚 啓一 指定社員 丸山 琢永	127百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制の構築に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。
	うち会計監査人としての報酬等の額 27百万円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は363百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、当社は会計監査人の適切性などを勘案して再任または不再任の決定を行う方針です。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- ④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員および子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口を通じて直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
- ⑦取締役会は、内部監査の基本方針として内部監査規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議および決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令および当該規則等に従い適切に保存し管理する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社および子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

- ③取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、コンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体および連結の中期事業計画・年度事業計画を策定し、管理する。
- ③事業計画策定担当部署は、定期的に事業計画の進捗状況を取締役に報告する。

V. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社と経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を行うことにより、子会社の業務の適正を確保する。
- ②当社は、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引、グループ内の業務提携または新規事業を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。
- ③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査および外部監査の結果を監視し検証する。
- ④当社および子会社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

VII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。

VIII. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

IX. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金（又は現金預け金）	60,058	保 険 契 約 準 備 金	3,454,167
コールローン及び買入手形	424,868	支 払 備 金	31,653
金 銭 の 信 託	895,672	責 任 準 備 金	3,418,006
有 価 証 券	2,930,441	契 約 者 配 当 準 備 金	4,506
貸付金（又は貸出金）	455,763	代 理 店 借	1,308
有 形 固 定 資 産	84,451	再 保 険 借	926
建 物	50,068	預 金	1,143,476
土 地	32,996	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	10,000
建 設 仮 勘 定	84	外 国 為 替	0
その他の有形固定資産	1,302	そ の 他 負 債	62,530
無 形 固 定 資 産	16,412	賞 与 引 当 金	2,240
ソ フ ト ウ ェ ア	13,817	退 職 給 付 引 当 金	11,920
の れ ん	2,505	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	252
その他の無形固定資産	89	価 格 変 動 準 備 金	24,136
再 保 険 貸	256	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0
外 国 為 替	1,683	繰 延 税 金 負 債	4,156
そ の 他 資 産	101,229	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	706
繰 延 税 金 資 産	6,937	負 債 の 部 合 計	4,715,822
貸 倒 引 当 金	△327	(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計	4,977,450	資 本 金	19,900
		資 本 剰 余 金	195,277
		利 益 剰 余 金	△26,417
		株 主 資 本 合 計	188,759
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	74,902
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,345
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,475
		為 替 換 算 調 整 勘 定	786
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	72,868
		純 資 産 の 部 合 計	261,627
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,977,450

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	822,153
生 命 保 険 事 業	740,596
保険料等収入	648,178
保険料	646,748
再保険収入	1,430
資産運用収益	87,542
利息及び配当金等収入	48,227
金銭の信託運用益	14,776
売買目的有価証券運用益	324
有価証券売却益	24,068
有価証券償還益	145
その他の運用収益	0
その他の経常収益	4,875
損 害 保 険 事 業	55,625
保険引受収益	55,036
正味収入保険料	55,001
積立保険料等運用益	35
資産運用収益	572
利息及び配当金収入	583
有価証券売却益	24
積立保険料等運用益振替	△35
その他の経常収益	16
銀 行 事 業	25,931
資金運用収益	17,162
貸出金利息	7,045
有価証券利息配当金	7,320
コールローン利息及び買入手形利息	2,647
預け金利息	17
金利スワップ受入利息	26
その他の受入利息	104
役員取引等収益	1,753
その他の業務収益	7,001
その他の経常収益	15

科 目		金 額
経常費用		777,653
生命保険等支業金		702,056
保 險 保 金 等 支 業 金		241,114
保 險 保 金 等 支 業 金		60,056
保 險 保 金 等 支 業 金		6,350
保 險 保 金 等 支 業 金		28,457
保 險 保 金 等 支 業 金		141,845
保 險 保 金 等 支 業 金		2,054
保 險 保 金 等 支 業 金		2,350
保 險 保 金 等 支 業 金		286,271
保 險 保 金 等 支 業 金		286,257
保 險 保 金 等 支 業 金		13
保 險 保 金 等 支 業 金		69,903
保 險 保 金 等 支 業 金		15
保 險 保 金 等 支 業 金		1,563
保 險 保 金 等 支 業 金		6,697
保 險 保 金 等 支 業 金		21
保 險 保 金 等 支 業 金		4,858
保 險 保 金 等 支 業 金		7
保 險 保 金 等 支 業 金		10
保 險 保 金 等 支 業 金		3,149
保 險 保 金 等 支 業 金		5,263
保 險 保 金 等 支 業 金		48,315
保 險 保 金 等 支 業 金		94,189
保 險 保 金 等 支 業 金		10,578
損害保険等支業金		52,420
保 險 保 金 等 支 業 金		38,634
保 險 保 金 等 支 業 金		26,225
保 險 保 金 等 支 業 金		3,204
保 險 保 金 等 支 業 金		586
保 險 保 金 等 支 業 金		2,010
保 險 保 金 等 支 業 金		6,607
保 險 保 金 等 支 業 金		5
保 險 保 金 等 支 業 金		3
保 險 保 金 等 支 業 金		2
保 險 保 金 等 支 業 金		13,763
保 險 保 金 等 支 業 金		16
銀行金調達業務経常費用		23,175
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		12,045
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		11,379
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		133
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		532
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		0
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		1,049
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		1,524
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		8,411
銀 行 金 調 達 業 務 経 常 費 用		144
経常利益		44,500
特 別 利 益		2
特 別 利 益		0
特 別 利 益		1
特 別 利 益		63
特 別 利 益		125
特 別 利 益		3,228
特 別 利 益		402
約金人等税人数		3,159
契税法		37,522
法 少		6,690
当 期 純 利		6,078
当 期 純 利		497
当 期 純 利		24,255

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	5,500	180,877	△47,173	-	142,203
当連結会計年度変動額					
増資による新株発行	14,400	14,400	-	-	28,800
剰余金の配当	-	-	△6,500	-	△6,500
当期純利益	-	-	24,255	-	24,255
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度変動額合計	14,400	14,400	17,755	-	46,555
当連結会計年度末残高	19,900	195,277	△26,417	-	188,759

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高	125,043	△408	△1,475	390	123,549	4,425	270,179
当連結会計年度変動額							
増資による新株発行	-	-	-	-	-	-	28,800
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△6,500
当期純利益	-	-	-	-	-	-	24,255
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△50,140	△937	-	396	△50,681	△4,425	△55,106
当連結会計年度変動額合計	△50,140	△937	-	396	△50,681	△4,425	△8,551
当連結会計年度末残高	74,902	△1,345	△1,475	786	72,868	-	261,627

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーバンク証券株式会社の5社です。

なお、ソニーバンク証券株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結の範囲から除外した子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当する事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社

ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社

同社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Sony Life Insurance (Philippines) Corporationの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該子会社の決算日の財務諸表を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

部分時価評価法によっております。

5. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による償却原価法（定額法）又は原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

国内の生命保険子会社において、従来、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び外国株式等については、時価の下落率が取得原価に比べて50%以上となっているもの及び時価の下落率が30%以上50%未満となっているものの中で時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行ってまいりましたが、当連結会計年度から、時価の下落率が取得原価に比べて30%以上となっているものについては原則として減損処理を行うことといたしました。この結果、当連結会計年度の金銭の信託運用益は1,688百万円減少し、有価証券評価損は4,276百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,964百万円減少しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

主として、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4～45年 動産 2～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税法改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(4) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権等については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間の貸倒実績率等に基づいて計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(6) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(9) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

- (10) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (11) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (12) ヘッジ会計の方法
銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。共に、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- (13) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (14) 責任準備金の積立方法
保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
イ．標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
ロ．標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- (15) 連結納税制度の適用
当社及び国内の一部の連結子会社は、当社の株式公開によりソニー株式会社の完全子会社ではなくなったことから、同社を連結親法人とする連結納税制度から離脱しております。

(連結貸借対照表の注記)

- 貸付金（又は貸出金）のうち、破綻先債権は15百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は227百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（又は貸出金）（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金（又は貸出金）」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金（又は貸出金）であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金（又は貸出金）であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金（又は貸出金）以外の貸付金（又は貸出金）であります。
- 貸付金（又は貸出金）のうち、貸出条件緩和債権は244百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（又は貸出金）で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 国内の生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は、10,926百万円であります。
5. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、321,789百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
6. 国内の生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|----------|
| 前事業年度末現在高 | 2,597百万円 |
| 当事業年度契約者配当金支払額 | 1,264百万円 |
| 利息による増加等 | 13百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 3,159百万円 |
| 当事業年度末現在高 | 4,506百万円 |
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 10,306百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| コールマネー及び売渡手形 | 10,000百万円 |
- 上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券60,165百万円を差し入れております。
8. 銀行子会社の当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,669百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,669百万円あります。

(連結損益計算書の注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	75	—	2,175
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,500百万円	3,095円24銭	平成19年3月31日	平成19年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,525百万円	3,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 120,288円66銭
2. 1株当たり当期純利益 11,357円53銭

算定上の基礎である当期純利益は24,255百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は2,135,655株であります。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,289	流 動 負 債	168
現 金 及 び 預 金	25,045	未 払 費 用	33
繰 延 税 金 資 産	23	未 払 法 人 税 等	80
未 収 入 金	219	未 払 事 業 所 税	0
そ の 他	0	未 払 消 費 税 等	17
固 定 資 産	196,886	賞 与 引 当 金	30
(有 形 固 定 資 産)	(24)	そ の 他	5
建 物	13	固 定 負 債	112
工 具 器 具 備 品	10	退 職 給 付 引 当 金	21
(無 形 固 定 資 産)	(26)	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	90
ソ フ ト ウ ェ ア	26	負 債 の 部 合 計	280
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(196,835)	資 本 金	19,900
関 係 会 社 株 式	196,702	資 本 剰 余 金	195,277
繰 延 税 金 資 産	46	資 本 準 備 金	195,277
そ の 他	86	利 益 剰 余 金	6,718
資 産 の 部 合 計	222,176	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,718
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,718
		株 主 資 本 合 計	221,895
		純 資 産 の 部 合 計	221,895
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	222,176

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
营 業 収 益	7,927
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,427
関 係 会 社 受 取 配 当 金	6,500
营 業 費 用	1,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,297
营 業 利 益	6,629
营 業 外 収 益	74
受 取 利 息	67
雑 収 入	7
経 常 利 益	6,704
特 別 利 益	1
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	1
税 引 前 当 期 純 利 益	6,706
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	112
法 人 税 等 調 整 額	△27
当 期 純 利 益	6,620

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高	5,500	180,877	6,597	192,974	192,974
事業年度中の変動額					
増資による新株の発行	14,400	14,400	—	28,800	28,800
剰余金の配当	—	—	△6,500	△6,500	△6,500
当期純利益	—	—	6,620	6,620	6,620
事業年度中の変動額合計	14,400	14,400	120	28,920	28,920
平成20年3月31日残高	19,900	195,277	6,718	221,895	221,895

(重要な会計方針)

1. 関係会社株式の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
工具器具備品	5～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税法改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。

5. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社の株式公開によりソニー株式会社の完全子会社ではなくなったことから、同社を連結親法人とする連結納税制度から離脱しております。

(貸借対照表関係)

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 219百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 6百万円 |
4. 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として車両運搬具等があります。
(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書関係)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 関係会社受入手数料 | 1,427百万円 |
| 関係会社受取配当金 | 6,500百万円 |
| 役員提供料 | 139百万円 |
- (注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する事項)

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 繰延税金資産の発生の主な原因 | |
| 役員退職慰労引当金 | 36百万円 |
| 賞与引当金 | 12百万円 |
| 未払事業税 | 10百万円 |
| 退職給付引当金 | 8百万円 |
| その他 | 0百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 69百万円 |
| 評価性引当額 | －百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 69百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 69百万円 |

(リースにより使用する固定資産に関する事項)

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 当事業年度の末日における未経過リース料相当額 | |
| 1年内 | 2百万円 |
| 1年超 | 3百万円 |
| 合計 | 6百万円 |

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー㈱	東京都港区	630,575	製造業	(被所有) 直接 60	出向者の受入、 役員の兼任等	出向者給与の 支払	36	未払費用	1

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー生命保険 ㈱	東京都港区	65,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1 出向者給与の 支払※2	1,226 76	未収入金 未払費用	188 5
	ソニー損害保険 ㈱	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1 出向者給与の 支払※2	102 13	未収入金 未払費用	15 0
	ソニー銀行㈱	東京都港区	25,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1 出向者給与の 支払※2	99 13	未収入金	15

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(1株当たり情報に関する事項)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 102,021円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3,100円11銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 連結子会社の株主割当増資の引受

当社は、平成20年4月17日の取締役会において、連結子会社ソニー銀行株式会社の株主割当増資の引受を決議し、平成20年4月23日に払込を完了いたしました。当該株主割当増資の内容は次のとおりであります。

(ア) 引受総額	6,000百万円
(イ) 増資の目的	自己資本の増強

当社は、平成20年5月16日の取締役会において、連結子会社ソニー生命保険株式会社の株主割当増資の引受を決議し、平成20年5月19日に払込を完了いたしました。当該株主割当増資の内容は次のとおりであります。

(ア) 引受総額	10,000百万円
(イ) 増資の目的	ソニー生命保険株式会社とAEGONグループの共同出資により設立されたソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社への出資に充当

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月28日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸山 琢永 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月28日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸山 琢永 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月17日の取締役会において、連結子会社ソニー銀行株式会社の株主割当増資の引受を決議し、平成20年4月23日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月16日の取締役会において、連結子会社ソニー生命保険株式会社の株主割当増資の引受を決議し、平成20年5月19日に払込を完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月30日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 宏 (印)

監査役 長坂 武見 (印)

監査役 上田 ひろし (印)

監査役 兒玉 雅弘 (印)

監査役 佐藤 聡 (印)

(注) 監査役佐野宏、監査役長坂武見及び監査役上田ひろしは、会社法第2条第16号および同法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主資本利益率の向上と株主に対する利益還元を経営の最重要課題の1つであると認識しております。配当方針については、グループ各社のお客さまの信頼を維持・獲得するために必要な高い健全性を維持するとともに、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主への安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたく存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3,000円といたしたく存じます。
なお、この場合の配当総額は6,525,000,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年6月27日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	とく なか てる ひさ 徳 中 暉 久 (昭和20年8月9日)	昭和 44年 4月 ソニー(株) 入社 平成 11年 7月 ソニー生命保険(株) 取締役 平成 12年 4月 ソニー(株) 代表取締役副社長兼CFO 平成 12年 6月 同社 代表取締役 執行役員副社長兼CFO 平成 15年 6月 同社 取締役 代表執行役員副社長兼グループCSO 平成 16年 4月 当社 取締役 平成 16年 6月 当社 代表取締役社長 (現在) 平成 16年 12月 (株)ソニーファイナンスインターナショナル 取締役 平成 17年 6月 ソニー損害保険(株) 取締役 平成 18年 6月 ソニー銀行(株) 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 代表取締役社長、監査部担当	33株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	ふじ かた ひろ みち 藤 方 弘 道 (昭和20年1月28日)	昭和 43年 4月 ソニー(株) 入社 昭和 62年 7月 ソニー・ブルデンシャル生命保険(株) (現 ソニー生 命保険(株)) 取締役 平成 4年 7月 ソニー生命保険(株) 専務取締役 平成 11年 7月 同社 常勤監査役 平成 15年 11月 ソニー(株) 金融事業企画室統括部長 ソニー生命保険(株) 監査役 平成 16年 3月 ソニー生命保険(株) 取締役 (現在) 平成 16年 4月 当社 代表取締役副社長 (現在) 平成 17年 6月 ソニー損害保険(株) 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 代表取締役副社長、 経営企画部、総合管理部、経理部、広報・IR部担当	12株
3	おくだ た ろう 於久田 太 郎 (昭和20年5月23日)	昭和 43年 4月 ソニー(株) 入社 昭和 62年 7月 ソニー・ブルデンシャル生命保険(株) (現 ソニー生 命保険(株)) 取締役 平成 4年 7月 ソニー生命保険(株) 専務取締役 平成 13年 7月 同社 取締役 執行役員専務 平成 15年 7月 同社 取締役 執行役員副社長 平成 18年 6月 同社 代表取締役社長 (現在) 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー生命保険(株) 代表取締役社長	28株
4	やま もと しん いち 山 本 真 一 (昭和23年1月1日)	昭和 47年 8月 ソニー企業(株) 入社 平成 8年 4月 ソニー(株) ロジスティクスセンター長 平成 10年 9月 ソニーインシュアランスプランニング(株) 代表取締役社長 平成 11年 9月 ソニー損害保険(株) 代表取締役社長 (現在) 平成 16年 4月 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー損害保険(株) 代表取締役社長	11株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	いし い しげる 石 井 茂 (昭和29年7月31日)	昭和 53年 4月 山一証券(株) 入社 平成 10年 6月 ソニー(株) 入社 平成 13年 4月 ソニー銀行(株) 代表取締役社長 平成 16年 4月 当社取締役 (現在) 平成 20年 5月 ソニー銀行(株) 代表取締役社長兼CEO (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー銀行(株) 代表取締役社長兼CEO	5株
6	おおね だ のぶ ゆき 大根田 伸 行 (昭和20年5月6日)	昭和 44年 4月 ソニー(株) 入社 平成 12年 5月 同社 グループ役員 平成 14年 6月 同社 執行役員常務 平成 15年 6月 同社 業務執行役員常務 平成 16年 6月 同社 執行役 常務 平成 17年 6月 同社 執行役 EVP兼CFO (現在) 平成 17年 9月 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役	—
7	いけ だ やすし 池 田 靖 (昭和21年4月18日)	昭和 47年 4月 弁護士登録、三宅・今井法律事務所入所 昭和 52年 4月 三宅・今井・池田法律事務所パートナー (現在) 昭和 59年 5月 (株)大沢商会管財人代理 平成 9年 3月 (株)京樽管財人 平成 13年 6月 (株)角川書店 (現 (株)角川グループホールディングス) 監査役 (現在) 平成 19年 6月 当社 取締役 (現在) 日本金属工業(株) 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
8	やすだ りゅうじ 安田 隆二 (昭和21年4月28日)	昭和 54年 1月 McKinsey & Company 入社 昭和 61年 6月 McKinsey & Company パートナー 平成 3年 6月 McKinsey & Company ディレクター 平成 8年 6月 A. T. Kearney, Inc. マネージングディレクター・アジア総代表 平成 15年 6月 (株)ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役会長 (株)大和証券グループ本社 取締役 (現在) 平成 16年 3月 昭栄(株) 取締役 (現在) 平成 16年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (現在) 平成 17年 6月 富士火災海上保険(株) 取締役 (現在) 平成 18年 11月 (株)バンテック・グループ・ホールディングス 取締役 (現在) 平成 19年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役 (現在) 平成 19年 6月 ソニー(株) 取締役 (現在)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ソニー株式会社は、当社の親会社であります。
3. 徳中暉久氏は、平成15年6月より平成16年6月に当社代表取締役社長に就任するまで、ソニー株式会社の代表執行役副社長兼グループCSOでありました。
4. 藤方弘道氏は、平成15年11月より平成16年4月に当社代表取締役副社長に就任するまで、ソニー株式会社の金融事業企画室統括部長でありました。
5. 大根田伸行氏は、ソニー株式会社の執行役EVP兼CFOであります。
6. 池田靖氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
7. 池田靖氏を社外取締役候補者とし、また社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社経営に反映していただくことを期待しているためであります。
8. 池田靖氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 当社は池田靖氏と会社法427条第1項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続いたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役兒玉雅弘氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
やじまたかとし 矢島孝俊 (昭和25年9月14日生)	昭和49年4月 東京海上火災保険(株) (現 東京海上日動火災保険(株)) 入社 平成11年7月 ソニー損害保険(株) 出向 同社 検査部 部長 平成14年4月 同社 入社 平成15年7月 同社 ビジネス支援部 部長 平成17年10月 同社 監査部 部長	8株

(注) 矢島孝俊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」の間
電話 (03) 3447-3111



(交通のご案内)

- 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線 白金台駅
〔(N-02) (I-02)〕2番出口より徒歩4分
- 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線 白金高輪駅
〔(N-03) (I-03)〕1番出口より徒歩7分

当日は駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

